

蒲郡市プレミアム付商品券取扱店募集要項

1 目 的

蒲郡市プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）を発行し、新型コロナウイルスが与える影響を緩和し、地域における消費の喚起に寄与することを目的に事業を実施します。

2 商品券に関する事項

（１）商品券の名称

蒲郡市プレミアム付商品券

（２）発行者

蒲郡市

（３）券面金額

500 円

（４）発行総額

521, 000, 000円（プレミアム分を含む。）

200, 000, 000円（観光商工課）、174, 000, 000円（子育て支援課）

147, 000, 000円（長寿課）

（５）発行方法・対象・単位

ア 観光商工課

販売・市民（公募）

1 枚の額面を500円、1 冊10枚、共通券と専用券の2 冊（10, 000円分）を1 セットとして5, 000円で販売（プレミアム率100%）

イ 子育て支援課

交付・市民（平成14年4月2日以降生まれの子）

1 枚の額面を500円、1 冊10枚、共通券と専用券の2 冊（10, 000円分）を1 セットとして交付。さらに、高校2～3年生世代には1 セット（10, 000円分）、平成29年4月2日以降生まれの子どもには、共通券1 冊、専用券2 冊（15, 000円分）を追加交付。

ウ 長寿課

交付・市民（令和2年度中に65歳以上の方）

1 枚の額面を500円、1 冊12枚、共通券6, 000円分を交付

（６）使用期間

令和2年9月15日（火）から令和3年1月31日（日）まで

（７）商品券の使用対象外商品

次に示す内容については商品券の使用ができません。

ア 不動産や株式・先物・宝くじ等の金融商品

イ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第36条第1項に規定するたばこの小売

販売

ウ 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）（以下「風営法」という。）第 2 条に規定する営業において提供される役務

オ 国及び地方公共団体への支払、若しくは各種公共料金等の支払

カ 商品券が使用できる店舗等（以下「取扱店」という。）が使用を不可とした商品

（８） 商品券の使用における留意事項

次に示す内容について留意してください。

ア つり銭は出さない。また、払い戻しはしないこととする。

イ 多額の商品券を一度に使用するとといった「商品券の第三者への譲渡等が疑われるケース」を取扱店の従業員が覚知した場合には、市に通報をお願いします。

ウ 消費者から商品券を受け取る際、偽造されたものでないか確認をお願いします。

３ 取扱店に関する事項

（１） 資格要件

ア 蒲郡市内に立地する店舗・事業所があること

イ 『蒲郡市プレミアム付商品券取扱店募集要項』を遵守すること

ただし、次に該当する場合は応募できません。

- ・風営法第 2 条に規定する営業を行う事業者

- ・特定の宗教・政治団体と関わる事業者又は業務の内容について公序良俗に反する事業者

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は蒲郡市暴力団排除条例（平成 24 年蒲郡市条例第 24 号）に規定する暴力団員等が営む事務所又は店舗

- ・上記「２（７）商品券の使用対象外商品」に記載の取引、商品のみを取扱う店舗等

- ・その他本事業の目的に照らして市長が不相当と判断する者

（２） 申込方法

ア 蒲郡商工会議所の会員の方

『蒲郡市プレミアム付商品券・食事券取扱店参加申込書兼誓約書』に必要事項を記入の上、持参、郵送又は F A X で、蒲郡商工会議所事務局に提出してください。

イ 蒲郡商工会議所の会員以外の方

『蒲郡市プレミアム付商品券・食事券取扱店参加申込書兼誓約書』に必要事項を記入の上、持参、郵送又は F A X で、蒲郡市観光商工課シティセールス推進室に提出してください。

（３） 申込期間

令和 2 年 6 月 25 日（木）から 7 月 15 日（水）まで

登録手続きを完了した事業所は『蒲郡市プレミアム付商品券・食事券取扱店一覧』

等に掲載し、取扱店証明書を発行します。

※令和2年8月に実施する取扱店向け説明会の案内を7月末までにご連絡いたします。

(4) 申込先

ア 蒲郡商工会議所の会員の方

蒲郡商工会議所事務局 電話 0533-68-7171 FAX0533-68-0339

(蒲郡市港町18番23号)

イ 蒲郡商工会議所の会員以外の方

蒲郡市観光商工課シティセールス推進室

電話 0533-66-1225 FAX0533-66-1118

4 換金に関する事項

(1) 換金手続

ア 取扱店は、使用済商品券裏面に必ず店名を記入又は押印する。

イ 換金受付日に蒲郡信用金庫本店又は支店(市内店)窓口で取扱店証明書を提示し、所定の換金請求書と使用済商品券を提出する。

ウ 換金受付日から8営業日以内に取扱店の指定した預金口座に振り込む。

※手続きの詳細については、説明会にてお知らせします。

(2) 換金受付日

月2回(詳しい日程については、説明会にてお知らせします。)

(3) 換金負担金

取扱店から徴収しない。

(4) 振込手数料

取扱店から徴収しない。

5 その他留意事項

(1) 『蒲郡市プレミアム付商品券取扱店募集要項』に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、蒲郡市観光商工課シティセールス推進室がその対応を決定する。

(2) 取扱店の情報(店舗名・所在地他)は、『蒲郡市プレミアム付商品券・食事券取扱店一覧』としてチラシ、蒲郡市ホームページ等で広報する。

6 お問い合わせ先

蒲郡市観光商工課シティセールス推進室 電話 0533-66-1225 FAX0533-66-1188

ホームページ: <http://www.city.gamagori.lg.jp>